内海区財産管理規定

1. 部落共有山（縁故使用地含む）に植樹している樹木（桧・杉・松等）の伐採ののち、再度植林を行う場合は、地区の同意をえること。
2. 内海区より他地域え、転住する場合は、地区共有山（山林）の権利を部落へ変換するものとする。ただし、現に植林を行っている共有山にかかる地上権については伐採時までの権利とする。この他いかなる理由があっても他人に譲渡、転売は出来ない。この権利について、地区事業の推進上伐採が生じた場合は異議なく地区に同意すること。
3. 内海地区へ転住者（通年移住を原則とする）は、10年を経過すれば、地区総会議決により財産の権利を得ることができる。ただし、別荘等一時的に居住する者については、権利を得ることはできない。
4. 内海地区への転移者は、当賦課金として、金100，000円を納めることを条件とする。（この賦課金には、下水道等の費用は一切含まれない。）
5. 転移者が、やむを得ない理由により転出される場合は、内海区自治に疑儀が生じない配慮に努めることを原則とする。

規約執行日：平成8年5月25日

記

入会林野

入会林野とは、地方によって呼び名はさまざまですが入会山・共有山などと呼ばれる山林原野であって、一定の地域に住む人々が、集団的に共同で利用し管理している山林原野のことを言う。

入会権

入会権とは、入会林野を共同で管理し利用すること。

入会権の特殊な性格

入会権は、次のような性格を持っています。

1. 入会権は、一定の地域に住む者だけが慣習に従って持つことができ、慣習に基づいて管理・利用をします。
2. 入会権は、個人が持つ権利ではなく世帯または世帯主が持つ権利。
3. 入会権は、個人がもつ権利ではないから相続されない。
4. 入会権は、自由に他人に売ったり譲ったりすることはできない。
5. 入会権は、登記をすることが出来ない。（不動産登記法の対象外）

旧慣使用林野、旧慣使用件

市町村や財産区の所有する山林原野のうち、その市町村の住民が旧来の慣習によって使用することが認められている山林原野です。その原野から使用収益する権利を旧慣使用権といいます。

入会林野等に係る権利関係の近代化

入会権または旧慣使用権を消滅させ、不動産登記法で認められている所有権等の登記することです。これにより登記簿名義人は、現代の登記名義人から入会権者または旧慣使用権者の名義になります。